

忠 秘 第 135-2 号  
令和 6 年 9 月 2 日

大阪社会保障推進協議会  
会長 安達 克郎 様

忠岡町長 杉原 健士  
( 公 印 省 略 )

「2024 年度自治体キャラバン行動」に関する申し入れと懇談への対応の  
お願いについて (回答)

平素は、本町行政各般に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

2024 年 6 月 18 日付け文書にてご要望のありました標記の件につきまして、  
別紙のとおり回答いたします。

併せて、懇談会の候補日時を以下のとおり報告いたしますので、調整の程よろ  
しく願います。

**【懇談会候補日時】**

令和 6 年 10 月 9 日 (水) 10 : 00 ~ 12 : 00

令和 6 年 10 月 10 日 (木) 13 : 00 ~ 15 : 00

# 2024 年度自治体キャラバン行動・要望書（回答）

## 【要望内容】

### 1. 職員問題

- ① 大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり（全国平均 20%）、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。

**【 回答：町長公室秘書人事課 】**

近年、行政に求められるサービスは複雑・専門化しております。そこで、本町では事務職のみならず専門職の採用を積極的に行っているところであります。また、緊急時・災害時にも滞りなく住民サービスを提供できるよう、柔軟な職員の定員管理に引き続き努めてまいります。

- ② 大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

**【 回答：町長公室秘書人事課 】**

本町では、近年、採用者に占める女性の割合が増加傾向にあり、将来的には女性幹部の登用も増加すると考えております。また、近年の社会情勢として両立支援制度の充実が図られていることから、仕事と家庭の両立を目指す必要があります。

これら背景を下に、本町としましても職員の適正を考慮しながら、女性のみならずすべての職員が働きやすい環境を整えるための一策として、女性管理職の登用を今後も積極的に行ってまいります。

- ③ 大阪には多くの外国人が住んでいる（現時点での外国人人口と国別内訳をまずご提示いただきたい）にもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本語が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。

**【 回答：町長公室秘書人事課 】**

現状、本町において日本語が話せないことによって手続きが出来なかったケースはございませんが、今後の社会情勢を踏まえ、引き続き検討してまいります。

### 2. こども・シングルマザー等貧困対策及び子育て支援について

- ① 2023 年度大阪府子どもの生活実態調査と同時に実態調査を行った 18 自治体においては、その報告書をホームページですぐに検索できるように工夫しアップすること。

**【 回答：健康福祉部こども課 】**

大阪府が府内全域を対象に当該調査を実施したことから、本町単独での実施には至りませんでした。

- ② 子どもの生活実態調査報告で 2016 年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮 I 世帯」の

子どもたちの状況が悪くなっている事態をふまえ以下について要望する。

- イ、就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請なども取り入れること。中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており、国基準に上乗せして支給額を増やすこと。
- ロ、朝ごはんを食べていない子どもたちの状況が指摘されている。地域の子ども食堂やNPO組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。
- ハ、大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得者世帯への食糧支援を実施すること。ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等を無償提供して協力すること。
- ニ、児童扶養手当の申請時及び8月の現用届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度（生活保護のしおりや奨学金情報等）の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

**【 回答：健康福祉部こども課、教育部教育総務課 】**

- イ、就学援助の申請用紙等は学校を通じで配布しており、制度周知に努めており、申請も簡略化しております。オンライン申請などの申請方法につきましては、今後、検討してまいります。全国基準に上乗せして支給額を増やすことについては、府内の状況を調査研究してまいります。
- ロ、子ども食堂に対する食糧支援につきましては、社会福祉協議会と連携を図り支援を行っており、民間企業等にもご協力をいただき支援を行っているところであります。また、NPOや市民団体が朝食支援や長期休み時の食事支援につきましては、今後、連携可能なNPOやボランティア団体、協力企業、個人等があれば、検討してまいりたいと考えております。
- ハ、本町では、ボランティア団体等が行っている子ども食堂は4か所ございます。開催頻度は月1回であり、地域で活動するNPO等も少ない為、現状では連携、支援等は難しい状況ですが、今後、連携、支援可能なNPOやボランティア団体、協力企業、個人等があれば、検討してまいりたいと考えております。
- ニ、本町では児童扶養手当に関する書類の提出があった場合、受付事務や必要書類については、審査・認定を行う大阪府の指示に従って実施しております。また、児童扶養手当申請時における聞き取り調査を行う際におきましては、細心の配慮を行い対応しております。他の制度案内につきましても、対応を行うと共に外国籍の方に対しましても配慮を行い対応してまいります。

- ③ 子ども及びひとり親の医療費助成制度の窓口負担を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

**【 回答：健康福祉部こども課、健康福祉部健康づくり課 】**

子ども及びひとり親医療費助成制度の無償化の導入については、無償化とした場合における本町の財政負担が増大となるため実施には至っておりませんが国や大阪府に対して要望してまいります。また、入院時食事療養費につきまして、子ども医療については助成対象であり、ひとり親の医療については助成対象外であります。子ども医療の対象年齢に相当する子どもに関しては、子ども医療において助成しております。妊産婦医療費助成については、現在検討しておりませんが、平成28年の児童福祉法等の一部改正により、市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うことが求められました。本町におきましては、令和5年度より産婦健康診査費用助成を実施しておりますが、晩婚化の傾向にある昨今、高齢妊娠や合併症を有する妊婦など、保険診療を必要とする妊産婦が増えております。今後、近隣市町の状況を調査研究してまいります。

- ④ 小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

【回答：健康福祉部こども課、教育部教育総務課】

学校給食については、自校式完全給食・全員喫食となっており、実費相当を就学援助の対象としているところです。給食費の無償化については全国的な動向を踏まえ調査研究してまいります。

町内在住で町内の保育所・幼稚園・こども園に通っている3歳児から5歳児の主食費及び副食費については、町の単独施策により無償化としております。

- ⑤ 学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。

【回答：教育部教育総務課】

本町においては、要受診となった児童・生徒の保護者に対する周知は徹底しているところです。今後とも引き続き周知の徹底を図ってまいります。

子ども医療助成費についても、高校卒業年度まで拡充を図っており、就学援助費認定者に対する医療費援助についても実施していることから、児童・生徒が確実に受診できる体制については十分であると考えているところであります。

- ⑥ 児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯磨きの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

【回答：教育部教育総務課】

手洗い場の確保等物理的な課題もありますので、早期の実施は難しいですが、近隣市町の状況を調査研究しながら検討してまいります。

- ⑦ 障がい児(者)が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児(者)歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

【回答：健康福祉部福祉課】

一次医療圏に所在する障がい児(者)の歯科診療施設が少なく、一般の歯科診療所では治療が困難な方は、大阪府ホームページに掲載の障がい者歯科診療施設を紹介してまいります。

- ⑧最新の奨学金パンフレットを作成するとともに自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

【回答：教育部教育総務課】

奨学金については、将来の負担となる性質も鑑み、窓口等での丁寧な説明が必要であると考えますので、奨学金パンフレットの作成は検討しておりません。今後需要の高まりがある場合は、検討いたします。給付型奨学金制度につきましては、近隣市町の状況を調査研究してまいります。

- ⑨ 公営住宅（府営住宅以外）の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

【回答：産業建築部産業建築課】

管理戸数は41戸、うち空家数は24戸となっております。

現在、町営住宅は築年後60年以上が経過し、老朽化が進行中で危険なため、貸出等は行っておりません。

ので、ご理解くださいますよう、よろしく申し上げます。

- ⑩ 保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。

【 回答：健康福祉部こども課】

町内の民間施設に新たに勤務する保育士、保育教諭に対し、保育士応援給付金を交付する独自制度は実施しております。それ以外の独自制度につきましては、近隣自治体での取り組み状況を調査研究してまいります。

- ⑪ 役所、保健福祉センター、福社会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でフリーWi-Fiにアクセスできるようにすること。

【 回答：町長公室経営戦略課、町長公室総務課、健康福祉部福祉課、教育部生涯学習課】

現時点では、各公共施設において、Free Wi-Fiを導入する予定はございませんので、ご理解くださいますよう、よろしく申し上げます。(公民館については、施設利用者に対し、ポケットWi-Fiの貸出しを実施しております。)

- ⑫ 万博予定地の夢洲は、下水汚泥など96万トンが埋め立てられた島であり、メタンなどの可燃性ガスが発生し続けており3月28日の万博会場工事におけるガス爆発事故は、汚泥を埋め立てた人工島の表面をアスファルトやコンクリートなどで覆って多くの人を集めるイベントを開催する会場とするにはあまりにも危険であることを証明した。また、駐車場からゲートまで片道30分の道のりに屋根はなく、炎天下や大雨の中を歩かなければならない。となりのカジノ建設現場からは有害物質を含む粉塵が舞い上がっている。子どもたちが学校ごとにまとまって弁当を食べる屋根付きの場所は限られており炎天下で弁当をとらざるを得なくなる学校も出てくる可能性がある。子どもたちのいのちを守る、安全を確保する具体的な方策が示されていない中で学校行事として万博に子どもの参加をさせないこと。

【 回答：教育委員会学校教育課】

校外学習や遠足等、教育課程の編成につきましては、学校長の判断となります。学校において、校外学習や遠足等は、貴重な体験学習の機会ですので、引き続き、大阪府教育庁等、関係機関からの情報につきましては、学校長に情報提供してまいります。

### 3. 医療・公衆衛生

- ① 国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化（マイナ保険証）の方針に基づき、本年12月2日より、現行の健康保険証が廃止される（1年の経過措置あり）。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常の多忙な業務に加え、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応を自治体に求めてくる。こうしたことを受けて、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。

【 回答：健康福祉部保険課】

健康保険証は令和6年12月2日で廃止となるため、現在、本町においてもシステム改修等準備を進めているところです。マイナンバーカード又は資格確認書でこれまでと同様に医療機関を受診できる旨、被保険者の方には周知案内を続けていくとともに、今後の国の動向等を踏まえ適切な対応をしてまいります。

- ② 新型コロナウイルス感染症が5類扱いとなったが未だに終息していない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。大阪府は第8次医療計画を発表したが、新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内の保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。

**【 回答：健康福祉部健康づくり課】**

住民に対する感染症対策として、ワクチンの接種勧奨や広報等による感染症予防の啓発はこれまでも実施してまいりましたが、今後も起こりうる様々な感染症の流行に迅速に対応できるよう、大阪府、保健所との連携は必要不可欠であると考えます。感染症だけでなく精神保健や母子保健などを担う保健所は大阪府の管轄となりますので、体制の確保につきましては、大阪府泉州保健医療協議会から要望することを検討してまいります。

- ③ PFASの実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施するPFAS対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS相談窓口」を設定し周知徹底すること。

**【 回答：産業住民部生活環境課】**

PFASについては、現時点で不明な部分も多く、本町においても情報収集に努めているところでございます。今後も引き続き国等の動きを注視し、対応を検討してまいります。

## 4. 国民健康保険

- ① 2024年度からの大阪府統一国保は際限なき国保料の引き上げを引き起こし、自治体が長年の国保行政で積み上げてきた「払える保険料」のための減免制度が廃止となり、被保険者は大きな被害を受けることとなる。各市町村は国保が貧困を拡大している現実から目をそらさず、統一の問題点を強く大阪府に意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。

**【 回答：健康福祉部保険課】**

大阪府と市町村の役割分担の下、統一基準を定め、国民健康保険制度の財政運営の安定化や効率化を推進しています。そのような中、保険料の高止まりは喫緊の課題であると捉えています。国保の財政的主体である大阪府に対してあらゆる財源を投入し保険料の上昇を抑制する要望は引き続き行ってまいります。また、基金については、本町条例で国保財政安定化のため活用することになっています。

- ② 18歳までの子どもの均等割を無料に、傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対して制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

**【 回答：健康福祉部保険課】**

令和4年度から未就学児についての均等割軽減は実施しており、さらに18歳到達年度末までの均等割軽減拡充についても国に要望を行っています。

傷病手当についても大阪府や国に対して制度化するように意見を届けます。

被保険者全員に送付する保険料決定通知書や被保険者証の更新時に、各種給付・減免制度を周知するチラシは同封しております。ホームページも閲覧し易いように改修され、各申請も添付資料の事前説明が必要なものもありますが、順次申請様式を掲載し、ダウンロードができる体制を整備するよう努めてまいります。

- ③ 3月の大阪社保協調査ではマイナンバー保険証の有効期限について自治体は全く把握していないとの結果となった。そうした状況も踏まえ2025年10月の保険証切り替え時には被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。

【 回答：健康福祉部保険課 】

資格確認書については、マイナンバーカードを取得していない、または取得していても健康保険証利用登録を行っていない方等に交付するほか、マイナ保険証を紛失した場合も申請してもらうことで交付することになっております。資格確認書の取扱いについては、今後も国からの通知に基づいて対応してまいります。

- ④ 国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

【 回答：健康福祉部保険課 】

令和4年度から外国語に対応した国保のパンフレット（制度や特定健診の案内等を記載したもの）を窓口に配架していますので、外国の方が国保に加入した際には交付しています。

## 5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

- ① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

【 回答：健康福祉部健康づくり課 】

本町国保における令和4年度の特定健診受診率は、37.5%で、国保中央会が公表する全国平均と同率に上昇し、併せて、大阪府平均（30.8%）も上回る結果となりました。令和5年度の最終受診率は11月に確定しますが、現時点では37.2%となっています。がん検診の受診率については、乳がん検診・子宮がん検診においては、大阪府平均を上回っておりますが、その他のがん検診については、低い状況であると思われま

す。受診率向上のための取組として、新たにがん検診の対象となる年齢の方には無料券を送付し、がん検診の推奨年齢の方々には各がん検診の情報を盛り込んだチラシを個別発送しました。今年度は、住民健診の案内リーフレットを刷新してより見やすくわかりやすいものに変え、集団健診については、WEB申込をはじめました。リーフレットの内容や、通知方法、予約方法等については毎年見直しを行い、SNS等を活用した周知の方法など時代に合わせた取組を検討しています。

特定健診の外国語対応につきましては、令和4年度から外国語に対応した国保パンフレット（制度や特定健診の案内等を記載したもの）を窓口に配架しており、外国の方が国保に加入した際には交付しています。

- ② 大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科検診」を追加すること。

【 回答：健康福祉部健康づくり課 】

本町では「健康づくり・食育推進計画」等に基づき、ライフステージごとに、歯及び口腔の健康づくりを充実させるとともに、すべての町民が住み慣れた地域において、生涯を通じて必要な歯科に関する保健医療サービスを受けられるよう歯科医師等と連携し、各種施策を行っています。成人期の歯科健診では20歳以上の住民を対象とした成人歯科健診事業を実施しており、令和5年度の受診率は5.6%となっております。受診率の向上につきましては、地区歯科医師会と協力のうえ、今後も積極的に取り組んでまいります。

また、本町においては、成人歯科健診を広く行っているため、特定健診において歯科健診の追加を行う予定はございません。（平成30年度から後期高齢者医療保険制度の被保険者は、大阪府後期高齢者医療広域連合で行う歯科健診の対象となりました。）

## 6. 介護保険・高齢者施策

- ① 第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引き下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

【 回答：健康福祉部福祉課 】

第9期の介護保険料は、介護保険準備基金を全額取り崩し、第8期より基準額が低額となっております。なお、保険料の再配分機能強化による多段化により、前年の合計所得金額が520万円以上の第11段階から第14段階の方は、保険料負担が増加しています。

次期計画における介護保険料等につきましても、一般会計からの繰り入れを行わず、今後の高齢者人口の増加や給付費の増加の見込等を鑑みて設定してまいります。

財政負担については、国が定めている財源構成を変更し、国庫負担割合を引き上げるよう要望しているところです。

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

【 回答：健康福祉部福祉課 】

低所得者の保険料軽減については、消費税率10%への引き上げに伴い、令和元年度から公費による軽減措置が行われており、令和2年度10月からは更なる軽減強化を実施しております。

また、保険料が第2段階及び第3段階で、要件を満たす方については、町独自の減免制度がございます。今後も独自減免については近隣市の動向を見極めながら、適切に判断してまいります。

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。

【 回答：健康福祉部福祉課 】

低所得者の介護保険利用料軽減については、国の制度として実施することが適切であると考えておりますので、国に要望してまいります。

また、高齢化の更なる進展に伴い、今後さらに介護費用の増加が見込まれる中で、制度の持続可能性を高めることが必要であることから、本町として、介護サービス利用料の減免制度及び介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置は考えておりません。

④ 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）について

- イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。
- ロ、総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護1～5認定者の拡大しないこと。
- ハ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。
- ハ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

【 回答：健康福祉部福祉課 】

- イ、要支援認定者のサービス提供については、現行相当サービスと基準を緩和したサービスを提供し、介護保険法の理念である、要介護状態の予防、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資する適切なケアプランのもと、サービス提供をしております。また、新規の要支援認定申請については、認定申請を勧奨しています。
- ロ、総合事業の制度改正については、国の動向を注視しております。
- ハ、介護報酬については、近隣5市とともに設置した広域事業者指導課で共同して処理するため、統一の単価を設定し、実施しています。
- ニ、令和4年度より、自立支援型地域ケア会議を実施しております。会議の実施にあたっては、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発、政策の形成の5つの機能が発揮されるように実施しております。

⑤ 保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

【 回答：健康福祉部福祉課 】

- 保険者機能強化推進交付金については、国、府、町及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、活用することとされており、また、交付金は、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、本町に適した地域支援事業等を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組について検討しております。

⑥ 介護現場の人手不足を解消するため、東京都のように自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

【 回答：健康福祉部福祉課 】

- 介護報酬については、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」等を視点に令和3年度にプラス改定が行われておりますが、介護従事者の処遇改善策は、国が責任をもって対処すべきであると認識しており、全額国庫負担で制度設計するよう要望しております。

⑦ 入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【 回答：健康福祉部福祉課 】

第9期介護保険事業計画では、介護老人福祉施設の必要利用者は、計画最終年度の令和8年度においては、48名であり、本町には、既に100床の特別養護老人ホームがありますので、特別養護老人ホームの整備は考えておりません。認知症対応型共同生活介護（グループホーム）も同様に、最終年度において必要利用者数以上の整備がされておりますので、第9期計画期間中の整備は考えておりません。

- ⑧ 次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1，2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

【 回答：健康福祉部福祉課 】

次期介護保険見直しの検討課題とされている内容を含む制度改正については、国の動向を注視してまいります。

- ⑨ 高齢者の熱中症予防対策を根本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによりかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体を立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

【 回答：健康福祉部福祉課 】

広報紙やホームページに熱中症予防についての啓発記事を掲載しているほか、地区福祉委員や民生・児童委員などが取り組んでいる独居高齢者宅への訪問をはじめとした地域の見守り活動などの連携を通じて、公共施設である総合福祉センターや東忠岡老人いこいの家の利用促進を図り、また、地区サロン活動に参加していただき、熱中症予防を含めた高齢者を見守りや、注意喚起を継続してまいります。なお、町独自の電気料補助制度を設けることは考えていません。

- ⑩ 介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

【 回答：福祉課 】

介護保険被保険者証のマイナンバーカード化につきましては、国等の動きを注視してまいります。

- ⑪ 軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

【 回答：健康福祉部福祉課 】

令和6年7月より、加齢性難聴補聴器購入費用助成事業を開始しています。

1. 対象となる方（以下の要件をすべて満たす方）

- ① 忠岡町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の方
- ② 町民税非課税世帯または生活保護受給中の方
- ③ 医師から補聴器が必要（両耳の聴力レベルがそれぞれ40デシベル以上）と認められた方
- ④ 身体障害者手帳（聴覚障害）を所持していない方

2. 助成内容

左右いずれかの耳に装用する補聴器本体1台分の購入費用。1人1回限り。

管理医療機器として認定された補聴器購入にかかる費用の2分の1。ただし、上限額50,000円。

- ⑫ 新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。

【 回答：健康福祉部健康づくり課、健康福祉部福祉課 】

新型コロナワクチンについては、令和6年度から予防接種法上の定期接種に位置付けられ、令和6年10月からの定期接種に係る公費負担事業の実施に向け、予算措置を講じたところです。

また、コロナの検査キット等の配布につきましては、大阪府において高齢者の施設等にコロナの検査キット等を配布し、検査を行っていましたが、令和6年4月以降通常の医療提供体制に移行したことから検査キットは終了となっております。今後も引き続き感染症の動向に注視し、大阪府と連携しながら感染症への取り組みを推進してまいります。

- ⑬ 2022年10月より75歳以上の医療費が2割化され、「2割化」の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は2021年3月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。

【 回答：健康福祉部保険課 】

後期高齢者の窓口負担割合2割の導入は、団塊世代が75歳以上となりはじめ、医療費の増大が見込まれる中、現役世代の負担を抑えつつ、公平性を維持し国民皆保険を未来につなぐためのものであります。これらの受益と負担は国で制度設計するものであり、本町独自の財源で新たな助成制度を設けることは極めて困難であります。

- ⑭ 带状疱疹は80才までに3人に1人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50歳以上の人に带状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。ワクチン接種公費助成を実施すること。

【 回答：健康福祉部健康づくり課 】

带状疱疹ワクチンは、現時点では国において定期接種化されていないため、本町独自での公費助成は実施していませんが、厚生労働省が選定した開発優先度の高いワクチンに带状疱疹ワクチンが含まれているため、今後も国の動向を注視してまいります。

## 7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

- ① 障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

【 回答：健康福祉部福祉課 】

本町におきましては、当該障がい者が65歳に到達する前に、本人から65歳到達後の福祉サービス等の利用意向を高齢・障がいそれぞれの担当職員が聞き取りサービスの途切れないようにしております。

- ② 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

【 回答：健康福祉部福祉課 】

対象者の方には、制度の趣旨等の説明を行い、介護認定を受けていただくよう、丁寧な説明を行ってまい

ります。また、引き続き障がい福祉サービスの支給決定を行う場合は、従来と同様、個々の状況を勘案し、適切な判断に努めてまいります。

- ③ 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について（令和5年6月30日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

【回答：健康福祉部福祉課】

本町におきましては2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準に基づく運用をしております。

- ④ 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

【回答：健康福祉部福祉課】

社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなります、という旨を周知したうえで個々の状況に応じて障がい福祉サービスの利用も可能であると周知してまいります。

- ⑤ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること。

【回答：健康福祉部福祉課】

介護保険対象となった障がい者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障がい福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に要望してまいります。

- ⑥ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること。

【回答：健康福祉部福祉課】

40歳以上の特定疾患及び65歳に到達する在宅の障がい者につきましては、具体的な内容(利用意向)を聞き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等について、適切に判断しており、個々の状況を踏まえたサービス等利用計画に基づき、適切なサービスの提供を行ってまいります。

- ⑦ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

【回答：健康福祉部福祉課】

障がいのある高齢者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の特性にあったサービス提供に努めてまいります。

- ⑧ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

【 回答：健康福祉部福祉課 】

障がい福祉サービス及び介護保険サービスの利用料については、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、今後の制度の持続可能性を高める観点から、負担能力に応じた負担となるようにすべきと認識しております。

- ⑨ 2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

【 回答：健康福祉部保険課 】

本町におきましては、中度の知的障がい者の方の医療費助成を行っております。

## 8. 防災関係

- ① 災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。

【 回答：教育部教育総務課 】

体育館空調については来年度設置に向けて進めてまいります。施設の状況、和式のトイレのニーズも調査したうえで洋式化を検討してまいります。(忠岡小学校体育館：和3・洋0、東忠岡小学校体育館：和3・洋3)

- ② 能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。

【 回答：町長公室自治防災課 】

避難所支援における基本指標には「避難所、またはその周辺に、日常的な活動を営むための適切な居住スペースを有する人の割合」のなかに、「1人あたり最低 3.5 m<sup>2</sup>の居住スペース」と記されています。避難者が安心して生活できるよう、「ワンタッチ間仕切りテント」を令和6年度に100張整備する予定であり、今後も中長期的に整備を進めてまいります。

また、トイレ問題が顕著化されたことに伴い、令和6年度に自動ラップ式トイレを各指定避難所に整備し、今後も清潔かつ衛生なトイレを確保できるよう、中長期的に整備を進めていく予定で、これらを理念に本町の避難所運営マニュアル等をブラッシュアップしてまいります。

- ③ 高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

【 回答：町長公室自治防災課 】

災害による被害を最小限にとどめるためには、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要であると考えています。支援を必要とする方が安心して生活ができるよう、地域住民や事業者が平常時より災害に対する備えを進めながら、お互いに連携して様々な防災活動や見守り活動に取り組むなど、地域防災力の向上に努めてまいります。